

(テクノファ「温室効果ガス排出量算定者/検証人(ベリファイヤー)養成 5日間コース」テキストから抜粋、要約。テクノファでは、温暖化・CDM 研究、GHG 排出量削減検証などの第一人者を講師に迎え、充実したテキスト、実践的なケーススタディによる前記セミナーを開催しています。)

温室効果ガス (GHGs; greenhouse gases)

地球温暖化をもたらすガス。地表面および海表面から放射される約 15% の赤外線を吸収する(水蒸気が吸収しない部分に吸収帯を持つ)。京都議定書の下では、人為的起源となる 6 種類(CO₂, CH₄, N₂O, PFCs, HFCs, SF₆)が規制対象となっている。その他、フロン(CFCs)なども大きな温室効果を持つが、モントリオール議定書で規制されているため、気候変動枠組条約や京都議定書では規制対象となっていない。

排出係数 (emission factor, emission coefficient)

通常は、化石燃料などを 1 トン燃焼させた場合にどれだけの温室効果ガスを排出するかという数字(係数)を表す。温室効果ガス排出量のモニタリングを司る IPCC のインベントリーガイドラインにおいて、化石燃料ごとの標準値が定められている。

二酸化炭素 (CO₂; carbon dioxide)

温室効果ガスの一種。放射強制力(温暖化への寄与)という意味で、最大の効果を持つ(他の GHGs に比較して圧倒的に排出量が多い)。現代文明を支える化石燃料を燃焼させた場合、かならず排出されるため、温暖化問題は、エネルギー問題、文明論的問題とも言える。化石燃料燃焼以外には、セメント生産時に原料の石灰石から化学変化で発生して排出される量が多い(CaCO₃ → CaO+CO₂)。

地球温暖化指数(係数) (GWPs; global warming potentials)

各 GHGs を相対比較するためのガス単位質量あたりの係数。CO₂ を 1 と定義する。ガスによって寿命や崩壊形態が異なるため単純ではないが、京都議定書では、100 年の積分期間における GWPs を用いて、各 GHGs の寄与を足し合わせるとしている(IPCC 第 2 次評価報告書 SAR の数字を用いる)。一般には、科学的知見の蓄積や自然状況などによって値は異なってくる。

メタン (CH₄; methane)

温室効果ガスの一種。農業活動、天然ガス漏洩、廃棄物埋め立てなどに起因するところが多い。GWP=21 (IPCC SAR)。活性度が高い(反応しやすい)ため、大気中の寿命は比較的短い。

亜酸化窒素 (N₂O; nitrous oxide)

温室効果ガスの一種。窒素肥料や工業プロセスなどによって排出されることが多い。一酸化二窒素、笑気ガスとも呼ばれる。GWP=310 (IPCC SAR)。

ハイドロフルオロカーボン (HFCs; hydrofluorocarbons)

温室効果ガスの一種。代替フロン類の一種だが、塩素を含まないので、成層圏オゾン層破壊効果はなくモントリオール議定書の規制対象にはなっていない。溶媒、冷媒、洗剤などに使われる。GWPは140 (HFC-152a) ~ 11,700 (HFC-23)など(IPCC SAR)。

パーフルオロカーボン (PFCs; perfluorocarbons)

温室効果ガスの一種。HFCs同様、モントリオール議定書規制対象外の代替フロン類の一種。用途もほぼ同じ。GWPはCF₄: 6,500, C₂F₆: 9,200など(IPCC SAR)。

六フッ化硫黄 (SF₆; sulphur hexafluoride)

温室効果ガスの一種。変圧器などに用いられている。GWP = 23,900(IPCC SAR)。数万年というきわめて長寿命。

温室効果ガス排出・吸収目録 (GHGs inventory)

(各国の)GHGs 排出量・吸収量を部門別に表した目録(インベントリー)。IPCC 1996年ガイドラインと Good Practice Guidance Report にその作成のための方法論が記載されている(吸収源の Good Practice Guidance Report は2003年に完成)(<http://www.ipcc-nggip.iges.or.jp/>)。特に附属書I国は、毎年、上記の方法論に基づき、Common Reporting Format(統一の報告様式)の形で、温室効果ガス排出・吸収目録を提出しなければならない。日本では環境省が「温室効果ガス排出量算定方法検討会」で検討(<http://www.env.go.jp/earth/ondanka/santeiho/index.html>)、各排出係数は、法律で規定されている(方法論としては、IPCCの規定値(デフォルト値)よりも、各国独自の計測に基づく排出係数を用いることが望ましいとされている)。

一方で、各国の国内制度においては、企業や事業所、工場レベルのインベントリーが作成される方向で準備が進められている。

第2次評価報告書 (IPCC SAR; the second assessment report)

IPCCの第2回目の評価報告書。1995年に発行された。京都議定書の第1約束期間においては、GWPsの値は、このSARのWG I報告書に記載された値(積分期間100年)を用いることになっている。WG IとIIIの報告書及び統合報告書の和訳が出ている。

第3次評価報告書 (IPCC TAR; the third assessment report)

2002年に発行されたIPCC評価報告書(2006年現在では最新である)。3つのWG報告書と、統合報告書(Synthesis Report)から構成されるのはSARと同じであるが、統合報告書において3つのWGを横断する視点を取り入れている点が画期的となっている。統合報告書は日本語訳も出ている。

持続可能な発展 (SD; sustainable development)

一般的には、将来世代の欲求を満たしつつ、現世代の欲求も満足させるような発展。温暖化対策は持

持続可能な社会へ向かうひとつのファクターであると認識されており、温暖化国際交渉においては、とくに発展途上国において重視される重要な概念。プロジェクト案の中で、何が持続可能で何が持続可能でないかという議論は難しいが、どちらが持続可能に近いかという議論は比較的容易である。

ビジネス・アズ・ユージュアル (BaU; Business-as-Usual)

とりたてて対策をとらない場合の「成り行きシナリオ」であり、対策効果を知るための「レファレンスケース (比較対象となる標準ケース)」として用いられることが多い。CDM などの場合のベースラインとほぼ同義。モデルの世界でよく用いられる概念。

限界削減費用 (MAC; marginal abatement cost)

排出削減を行うとき、追加的一単位(1 トン)を削減する場合に要する費用。目標の厳しさ、対策オプションのコストや少なさなどに依存する。日本は、京都議定書目標達成の限界コストがもっとも高い国のひとつと言われている。限界コストカーブは、さまざまな対策をとるときの戦略設計のベースとなる。

気候変動枠組条約

(UNFCCC; United Nations Framework Convention on Climate Change)

気候変動問題(地球温暖化問題)へ取り組むために、1992年リオ・デ・ジャネイロで開催された「地球サミット」において調印された国際条約。1994年発効。現在、189か国(ECを含む)が批准している。京都議定書の親条約。究極の目的(GHG濃度安定化)、共通だが差異のある責任、経済効率性、予防原則、持続可能な発展などへの対策のベースとなる概念を打ち立てた。毎年開催される締約国会議(COP)の下で、国際的枠組を運用・形成するベースとなっている。

気候変動に関する政府間パネル

(IPCC; Intergovernmental Panel on Climate Change)

1988年、地球温暖化問題に対する科学的知見を集積する目的で、UNEP、WMOの下に設立。世界の科学者が集められ、政策担当者に向けての現状での科学的知見に関する評価報告書を作成することを主目的としている。現在までに3回の評価報告書が作成され、現在第4次報告書作成作業が2007年完成を目指して進行している。その他、特別報告書などの作成やUNFCCCからの要請に応えるなどの仕事も行う。組織的には、3つのWG(気候科学、影響と適応、緩和措置)と、GHGインベントリーTFに分かれる。

プロトタイプカーボンファンド (PCF; Prototype Carbon Fund)

世界銀行が京都会議を期に、排出削減プロジェクトのクレジット市場のトリガーとなるべく設立したカーボンファンド(炭素基金)の一種。CDMとJIになるであろうプロジェクトのポートフォリオを組み、出資者にクレジットの形(のみ)で、リターンを戻す。国際制度設計にも影響力が大きく、実際のプロジェクトを動かしながら知見を蓄えている。日本企業の参加も多い。

エラプト (ERUPT; Emission Reduction Unit Procurement Tender)、

セラプト (CERUPT; Certified Emission Reduction Unit Procurement Tender)

オランダ政府のクレジット買取制度。ERUPT は JI クレジット(ERU)対象で管轄は経済省。CERUPT は CDM クレジット(CER)対象で管轄は住宅環境省。プロジェクト申請者は、オランダ国内企業とは限らず、入札で決められる。PCF 同様、制度を動かしながら制度設計にも資し、また京都 GHGs ユニットの市場をリードする。CERUPT は終了。

英国排出権取引制度 (UKETS; UK Emissions Trading Scheme)

京都議定書遵守を念頭に置いた英国の GHGs 排出権取引制度。数多くの産業部門を含んだ GHGs 排出権取引制度としては世界最初で、2002 年から本格稼働した。気候変動税の軽減措置と、政府からの補助金の 2 つを参加のインセンティブとしたボランタリー参加制度である。民間企業が制度設計に深く関わったことも特徴。英国は政府も企業も GHGs 排出権のビジネスの世界で、世界の先駆となることを狙った。

附属書 締約国 (AI; Annex I Parties)

気候変動枠組条約の下で、比較的厳しいコミットメントを持つ国々。条約の附属書 I に列挙されているため、このように呼ばれる。おおよそ、発展途上国に分類されない国々であるが、詳細は条約を参照 (1992 年当時 OECD 加盟国でなかった韓国などは入っていない)。京都議定書附属書 B の数値目標を持つ国々とはほぼ同一。

附属書 締約国 (Annex II Parties)

気候変動枠組条約の下で、新たな資金拠出義務のある国(資金は GEF(地球環境ファシリティ)を通じて用いられる)。1992 年当時の OECD 加盟国で、条約の附属書 II に記載される。トルコはこのカテゴリーからはずされている。

非附属書 締約国 (NAI; non-Annex I Parties)

附属書 I 締約国以外の締約国。ほぼ発展途上国のカテゴリーであるが、韓国、メキシコなどの(1992 年当時は OECD に加盟していなかった)OECD 諸国も含まれる。正式な文書においては、Parties not included in Annex I という表現がなされる。

締約国会議 (COP; Conference of the Parties)

条約の最高議決機関。温暖化問題においては気候変動枠組み条約の締約国会議を指す。すべての重要な決定は、COP で、基本的にはコンセンサスベースで行われる。毎年、ほぼ二週間の会期で、世界の 5 地域持ち回りで開催されることになっている(年末であることが多い)。基本的には年一回であるが、COP6 再開会合は唯一の例外。ベルリンの COP 1、京都の COP 3、ボンの COP 6 再開会合、マラケシュでの COP 7 がマイルストーンとなった。

条約事務局 (Secretary to the Convention)

気候変動枠組条約の事務局。京都議定書発効後は、議定書の事務局も兼ねる。ボンに本拠地を持つ。事務局長 (Executive Secretary) は、Yvo de Boer 氏 (オランダ人)。条約や議定書に関わる、COP 議長補佐から会議場ロジスティックまで、あらゆる事務的作業を担当する。

京都議定書 (Kyoto Protocol)

気候変動枠組条約から派生した条約。正式には、Kyoto Protocol to the United Nations Framework Convention on Climate Change と呼ばれる。先進各国に排出数値目標を課したということと、市場を活用したいわゆる京都メカニズムを導入し、ビジネスセクターが主役となる道を拓いたことが重要。一般には、環境問題における議定書は、強化・改正されていく方向性にある。気候変動枠組条約が提供する枠組をベースに、温暖化問題への取り組みへの第一歩としての位置づけ。2005年2月に発効し、炭素制約下社会への第一歩が動き出すこととなった。

議定書の締約国会合 (COP/MOP; Conference of the Parties serving as the meeting of the Parties)

議定書の最高議決機関 MOP (Meeting of the Parties) は、COP と同時期に開催されるため、COP/MOP と呼ばれる。議定書の締約国のみが議決権を持つ (締約国でない国はオブザーバー参加のみ)。2005年11月28日～12月9日の COP 11 (モントリオール会議) が、COP/MOP 1 となった。

発効要件 (condition for entry into force)

京都議定書は、全条約締約国から 55 か国、かつ附属書 I 締約国の 1990 年 CO₂ 排出量の 55% を超える国が批准してから、90 日後に発効する。ロシアの批准をうけて、2005 年 2 月 16 日、京都議定書は発効した。

附属書 A (Annex A)

京都議定書の附属書 A。規制対象となる GHGs の種類およびその排出源分類のリストが記されている。基本的には IPCC の GHGs インベントリーの分類方法によっている。

附属書 B (Annex B)

京都議定書の附属書 B。先進国に対する数値目標が、基準年に対するパーセンテージという形で記載されている (日本の場合 94%)。附属書 B に記載されている国は、ほぼ条約の附属書 I に記載されている国とオーバーラップする (ベラルーシとトルコはこの附属書 B に含まれていない)。

数量化された排出抑制削減約束 (QELRCs; Quantified Emission Limitation and Reduction Commitments)

いわゆる数値目標。議定書では第 3 条および Annex B に規定されている。各国で差異化されているが、過去の実績をベースにもしている。交渉過程においてはいくつかの数式で表すようなものも考えられたが、最終的には個別交渉によるものとなった。言い換えると、各国が受け入れられる最大の(もっとも厳しい)数字を出したものと見える。第 2 約束期間目標の検討は、2005 年中に始めなければならない。数値目標×5 年分がその国の「持ち分」として、AAUs というユニットの形で、その国の保有口座に事前に発行される。

基準年 (base year)

数値目標設定にあたっての基準年は、ほとんどの場合、条約における基準年を踏襲し 1990 年である。例外はいくつかの経済移行国と、HFCs/PFCs/SF₆ の場合で、前者は 1990 年よりやや早い時期が COP によって認められた場合に適用され、後者はこれらのガスに関しては 1995 年を用いることも可能であるとしている(日本は 1995 年を選択)。

約束期間 (commitment period)

京都議定書の目標期間。第 1 約束期間は、2008 ~ 2012 年の 5 年間。第 2 約束期間に関しては決められていないが、続く 5 年間と考えている人が多い。

グランドファザリング (grandfathering)

数値目標設定の一アプローチ。過去の実績を考慮した方法であり、ほとんどの排出権取引制度において用いられている。京都議定書における数値目標は、(若干の差異化されてはいるものの)各国の基準年をもとに決定されているため、グランドファザリング方式の一例とすることができる(数値目標設定に関わる点であり、「取引」の有無とは関係ない)。

京都メカニズム (Kyoto mechanisms)

排出権取引(排出量取引)、共同実施、クリーン開発メカニズムの総称。低コストオプションを活用するため、市場を用いることを意図している。これらの導入には、1997 年当時、米国クリントン政権の意向が強くはたらいた。これらが導入されたため、多くの国はより厳しい目標にコミットできた。時期尚早、準備不足という色彩は濃かったが、これらの運用にあたっての制度的インフラのベースは、マラケシュアコード(2001 年)で提供された。

排出量取引、排出権取引 (Emissions Trading)

国際排出量取引 (IET; International Emissions Trading)

京都メカニズムの一つ。GHGs ユニットの(国家間)移転を表す(必ずしも AAUs の移転ばかりではない)。排出量の移転ではなく、排出可能量(排出権)の移転である。広義には、フォワードやオプションな

どのデリバティブ(一種の契約)も含むと考える場合もある。排出権取引制度は、英国など、国内で同様の制度を企業対象に行う場合などもある。米国では、SO₂ 排出権取引をはじめとして多くの経験がある。

キャップ・アンド・トレード (cap and trade)

排出権取引の一形態。各企業の排出可能量(数値目標)を割り当て、それを取引可能とする。米国のSO₂ 排出権取引が好例。京都議定書もおおよそこの形態をとっている。この場合の排出権はSO₂ の例にならってアロウンスと呼ばれることが多い。排出量の総量が一定の大きさに抑えられる。もちろん、規制される個々の主体は、排出権を獲得すれば、数値目標以上の排出も可能である。

ベースライン・アンド・クレジット (Baseline and Credit)

広義の排出権取引制度の一形態。なんらかのベースラインからの「削減分」を、検証後、クレジットとして市場で取引する。CDM や JI はその一例となっている。原単位目標の排出権取引制度もその一例である。

バンキング (banking)、繰越 (carry over)

数値目標を(京都メカニズムを活用して)オーバー達成した場合、その余分に達成した部分を、次約束期間に繰り越すことができ、これをバンキングあるいはキャリーオーバーと呼ぶ。GHG ユニットのうち、AAUs 以外は繰り越しに制限が付いているが(マラケシュアコード)、それらのユニットから数値目標遵守に使うようにすれば事実上の制限にはならない。

バブル (bubble)、共同達成

複数の国が一同となって、その中で数値目標の再設定を行うことができ(議定書第 4 条)、それを通称バブルと呼ぶ。これは市場を活用した柔軟性措置ではない。現状では、EU 15 カ国がそれを行っている(拡大 EU 諸国は含まない)。全体として目標達成ができなかった場合は、個別の国が遵守責任を負う。

ホット・エア (hot air)

特に削減努力を行わず自然体の場合でも排出量が数値目標に達さないような緩い目標設定がなされた場合、その国はその分ホット・エアを持つと言われる。旧共産圏諸国、とくにロシア、ウクライナを指す場合が多い。法的拘束力その他はないが、NGO などがしばしば非難の対象とする。

共同実施 (JI; Joint Implementation)

議定書第 6 条の活動のこと(共同実施は正式名称ではない)。附属書 I 国が他の附属書 I 国(特に経済移行国の場合が多い)において GHG 排出削減・吸収拡大プロジェクトを行い、その削減分の一部を移転するメカニズム。2008 年からの削減分をカウントできる。JI クレジットは、ERU と呼ばれる。

クリーン開発メカニズム (CDM; Clean Development Mechanism)

議定書第 12 条に規定されたメカニズムで、附属書 I 国が非附属書 I 国において行う排出削減・吸収

大プロジェクト(非附属書 I 国だけで行うことができるかどうかは不透明)。排出削減分がクレジット CERs として生成され、附属書 I 国が数値目標遵守に用いることができる。加えて、ホスト国の持続可能な発展に資することがかなり重視され、そのためのホスト国政府によるスクリーニングがある。2008 年を待たずして始められ、CDM 理事会による運用細則の詰めが行われている。

米国の離脱問題

2002 年 3 月に、石油業界をバックにしたブッシュ大統領は米国の京都議定書への批准を否定した。米国は、世界最大の排出国、最大の交渉力を持つ国、市場メカニズムの知見がもっとも高い国、科学面のキャパシティーがもっとも大きい国であり、その影響は計り知れない。ただ、第 2 あるいは第 3 約束期間において米国が批准する可能性を指摘する人も多い。国際社会は、ボンの COP 6 再開会合において、ボン合意の成立という形で、(当面は)米国抜きでも、京都議定書をベースに対策をとっていかうという決断を下した。

発展途上国の参加問題

京都議定書には非附属書 I 国には数値目標は課されておらず、国際交渉においてもこの点に関する抵抗は(時期尚早ということで)非常に大きい。京都議定書は、共通だが差異のある責任の原則に基づき、まず先進国から対策をとっていかうというアプローチを具現化したものであるため、途上国の経済発展段階に応じて、将来的には徐々に発展途上国が数値目標などを受け入れてくると期待されている。

マラケシュアコード (Marrakech Accords)

ボン政治合意の成功を受け、COP 7 において採択された京都体制のルールブック的位置づけの国際合意(京都議定書以外の気候変動枠組条約関連決議も含む)。これで、京都議定書の体制を「動かす」ための制度的インフラはほぼ固まった。CDM など、さらなる細則を決めるべく動いている部分もある。

割当量 (assigned amount)

議定書の Annex B に記された数値目標のことで、この量を CO₂ 換算して 5 倍(5 年分)にした量が、各国の初期割当量となる。インベントリー制度を整備することによって、この量を確定することも京都メカニズム参加要件の重要な点である。

補完性 (Supplementarity)

京都メカニズム(外国におけるオプション)の活用は、自国内の努力を補完すべしという原則。この原則の適用は、マラケシュアコードにおいて特に数値的な制約条件は設けられないこととなった。

京都メカニズム参加要件

(eligibility criteria for participation of the Kyoto mechanisms)

附属書 I 国が京都メカニズムに参加するためには、
・GHGs インベントリー制度(国家システム)の整備、

- ・国家登録簿の整備、
- ・初期割当量の確定、
- ・その他関連情報の提出、

などが条件となる(JIトラック2など場合によっては全部満たさなくとも可)。

温室効果ガス目録に関する国家システム (national system on GHG inventory)、GHGs 排出国家目録 (GHGs national inventory)

附属書I国は、毎年、その国からどの程度 GHGs を排出・吸収したかという目録(インベントリー)を提出しなければならない。その方法論は、IPCC 1996 改訂ガイドラインおよびそれを補完する Good Practice Guidance Report に規定されている。条約においても義務となっているが、議定書においてはより厳しい精度を求めたものとなっている。提出のタイミング、精度保証などが求められるが、特に基準年の排出量の確定は重要である。ロシアなどの整備の遅れが懸念される(その整備は、京都メカニズム参加資格要件となっているため、場合によってはロシアが排出権取引を行うことができないおそれもある)。

国家登録簿 (national registry)

排出量ではなく、GHG ユニット側の保有状況を表すシステム。銀行のように、各種の口座を持ち、GHG ユニットは、これらの(場合によっては異なった国の登録簿間の)口座間を移転される。あるいは、ある口座に発行される。

不遵守時の手続き (Non-Compliance procedures)

不遵守時の扱いに関しては、遵守行動計画の策定などの他に、次約束期間から不遵守分の 1.3 倍が差し引かれる。これはボローイングとは異なり、締約国は不遵守の汚名を負う。不遵守時の手続きそのものが法的拘束力を持つかどうかという点は、COP/MOP1 で決定される。

CDM 理事会 (CDM EB; CDM Executive Board)

CDM の監督機関で、制度細則の決定と運用面を担当する。COP 7 で設置された。下部組織として各種パネルなどを設置することができる。地域バランスを考慮した 10 名の委員 + 10 名の alternate 委員から成る。制度細則の詰め、方法論などの承認、CDM プロジェクトの登録などが重要な仕事となっている。

指定運営機関 (DOE; Designated Operational Entity)

CDM プロジェクトとしての申請が、CDM として有効かどうかという審査(validation)、および、排出削減量が正しいかどうかという検証・認証を行う第三者機関。CDM 理事会の資格審査に通らなければならない。これを accreditation(信任、認定)プロセスと呼ぶ。その後、COP で designate(指定、任命)されてはじめて、本当の Designated Operational Entity になる。

ホスト国 (Host Country)

CDM プロジェクトなどが実際に行われる国。CDM においてはホスト国の持続可能な発展に資することが重要で、そのためのその国の政府の承認が必要。

バリデーション (Validation)

CDM の場合、Operational Entity が、プロジェクトデザインドキュメント段階で行う審査プロセス。そのプロジェクトが CDM として適格かどうかを判断すると同時に、プロジェクトデザインドキュメントに記載されたベースラインやモニタリングの方法論などの的確性チェックなども行う。Validation の報告は、CDM 理事会に対して行われる。

プロジェクト設計書 (PDD; Project Design Document)

プロジェクト申請者が記載するプロジェクトの設計書。プロジェクト概要、ベースラインやモニタリング方法論、ODA に関する適格性、パブリックコメント等への対応、環境影響評価などが記される。プロセスの中で、改訂されていく性格のものである。この設計書をもとに、プロジェクトが実施される。方法論に関しては、排出削減量の検証プロセス時のベースを提供する。

プロジェクト境界 (Project Boundary)

プロジェクトのコントロール下にある領域を表し、その外の効果をリーケージと呼ぶ。実際は、バウンダリー外の効果も(ある程度)推計する必要があるため、アーティフィシャルな性格の強い概念。間接排出、直接排出という分類でとらえることも不適當な場合がある。

リーケージ (Leakage)

プロジェクトバウンダリー外の影響のこと。無視できるものばかりとは限らないが、その場合は、それだけ広くバウンダリーを選ぶことでリーケージを無視することもできる。本来は正負両面ありうるが、通常は「漏れた」効果のみを指すことが多い。

ベースライン (baseline)

そのプロジェクトがなかりせば、という場合を表すシナリオ。排出削減量とは、「ベースライン排出量」マイナス「実際のプロジェクトからの排出量」という形で定義される。プロジェクトバウンダリー内(場合によっては外)のすべての効果を考える必要がある。このシナリオの妥当性のチェックが、Operational Entity の validation 時の重要な仕事となる。ベースライン設定は、社会条件、技術要件、各 GHG に関する知識などを要する知的作業となる。

追加性 (additionality)

CDM や JI は、そのプロジェクトがなかりせばという状態(ベースラインシナリオ)に比較して、プロジェクトは「追加的に」排出削減もしくは吸収拡大がなされなければならない。投資の追加性など種々の追加性が考えられるが、CDM においては、それらは必要に応じてベースライン設定プロセスの一部として扱わ

れる。

地元利害関係者 (local stakeholder)

CDM プロジェクトは、validation プロセスにおいて、地元利害関係者からのコメントに対応しなければならず、Operational Entity はそのことをチェックすることになる。

小規模 CDM (SSC; Small Scale CDM)

15 MW 以下の再生可能エネルギー、年間 60 GWh 相当分までの省エネルギー、年間 60 kton-CO₂ 以下の排出削減プロジェクトに関しては、簡素化された手続きなどが用いられることとなっている。

ベリフィケーション (Verification)

検証とは、排出削減量の検証を表す。すなわち、ベースライン排出量とプロジェクトからの排出量の双方を検証することとなる。CDM の場合、(原則として validation を行った OE とは異なる)Operational Entity がその任にあたるが、方法論などはプロジェクトデザインドキュメントに記載されたプランや方法論に基づいているかがチェックされる。

認証 (certification)

認証とは、検証された排出削減量を文書で認証する(裏書きする)ことを表す。CDM に関しては検証を行った OE が行うが、JI では認証手続きは必要ない。

CDM 登録簿 (CDM registry)

CERs は、OE による認証後、認証された量が CDM 登録簿の中にある temporary account に発行される。その後、事務関係費および 2% が途上国の適応基金用に天引きされ、残りが(当初の契約に基づいて)関係者の口座に移転される。非附属書 I 国の関係者の口座は、CDM 登録簿の中に設けられる。CDM 登録簿の管理は CDM 理事会が行う。

JI 監督委員会 (Joint Implementation Supervisory Committee)

京都議定書の第 6 条の活動(通称: 共同実施 JI)の制度を監督する委員会で、ほぼ CDM の場合の CDM 理事会に相当する業務を担当する。ただ、JI であっても第 1 トラックの場合、特に JI 監督委員会を通す必要はない。

信任独立機関 (Accredited Independent Entity)

CDM の場合の Operational Entity に相当する第三者機関が、JI の場合には Independent Entity と呼ばれる。OE とは異なり、資格取得には COP による designation は必要なく、JI 監督委員会の accreditation のみとなる。なお、CDM の場合に必要であった認証は必要ない(検証のみ)。第 1 トラックの場合には、IE を通す必要はない。

吸収源 (sinks)

京都議定書の数値目標は、約束期間における GHGs 排出量マイナス吸収量を対象とする。その吸収とは森林による CO₂ の吸収であり、これをシンクと呼ぶ。議定書第 3 条 3 項、4 項が関わるが、その定義その他の運用則は、Inventory 報告の方法論に関する IPCC Good Practice Guidance Reports を待って、COP 9 で最終決定された。また、CDM におけるシンクプロジェクトの扱いも COP 9 マターとなっていた。LUCF あるいは LULUCF (land use, land use change and forestry) マターと呼ばれることも多い。エネルギーなどの目標に直結するため、技術的課題であるものの政治的色彩が強い。シンク拡大分はクレジット RMU としてその国の保有口座に発行される。

新規植林、再植林、森林減少

(ARD; Afforestation, Reforestation and Deforestation)

京都議定書第 3 条 3 項では、数値目標達成に用いることができるシンク活動として、この 3 種類を規定している。CDM においても、第一約束期間には、この 3 種類(のうち新規植林と再植林)が、活用できることになっている。定義に関してはマラケシュアコードで規定されている。なお、シンク活動には第 3 条 4 項に ARD 以外の活動が認められている。再植林と新規植林は必ず対で出てくるため、これらの差には実質的な意味はない。森林減少とは、森林地から非森林地への直接で人為的な転換のこと。

土地利用, 土地利用変化および林業

(LULUCF; Land Use, Land-Use Change and Forestry)

もともとはシンク活動は LUCF 活動と呼ばれたが、1998 年の IPCC の特別報告書におけるネーミングに基づいて LULUCF と呼ばれるようになった(土地利用という「状態」も対象とするという理解)。林業でなく森林と訳される場合もある。

森林 (forest)

マラケシュアコードにおける定義は、その場での成熟時に最低 2~5 メートルの樹高に達する可能性のある樹木種で 10~30% 以上の樹冠率(または同等の群体レベル)を有する最低面積 0.05~1.0 ヘクタールの土地。附属書 締約国は、「森林」の定義を適用する目的で、最低樹冠率値では 10%~30% の間で一つの値を選択し、また最低土地面積では 0.05~1 ヘクタールの間で一つの値を、そして最低樹高値では 2~5 メートルの間で一つの値を選択することとする。

生物多様性 (biodiversity / biological diversity)

生態系は、多様であることでその機能を果たすため、この多様性を保持することがきわめて重要である。国際的には、生物多様性条約ができています。LULUCF 活動は、生物多様性の保全と自然資源の持続可能な利用に寄与するものでなければならない。

非永続性 (non-permanence)

シンク CDM プロジェクトは、クレジット期間終了後、伐採や燃焼してしまった場合、カーボンストックが再び大気中に放出されてしまう。このシンク固有の課題を非永続性と呼び、その扱いが COP 9 において決定された。その結果、該当するクレジットに有効期限をつけたテンポラリー CER、およびロングターム CER という 2 種類の CER の概念が作成された。これらは、たとえ目標遵守に用いた後でも、有効期限が過ぎる前に、他のユニットで補償する必要がある。

以上